

『証券経済学会年報』第52号別冊
証券経済学会第86回全国大会
学会報告論文

「第三者資本主義から仲間協同組合主義へ」

「第三者資本主義から仲間協同組合主義へ」

—証券化の功罪を超えて—

建部好治

大阪市立大学大学院都市経営研究科

1. はじめに

資本主義は、産業革命以後の約150年間に急膨張を遂げたあげくに、1929年恐慌によりその矛盾を顕在化して、①グラス・スティーガル法と、②ケインズ理論等を生み出した。

それらは資本の自由な蓄積活動を妨げるものだという新自由主義思想により、①は1999年のグラム・リーチ・プライムリー法により効力を削がれ、②は1980年前後に成立したサッチャー政権とレーガン政権等の小さな政府志向により無力化された。その結果として、①エンロン事件を招き、②リーマンショック等を惹起するに至って、漸く資本主義の限界が意識されたのが、意外な現象としてトランプの勝利という選挙結果に出現したものである(日本でも東芝事件等を惹起している)。

サブプライム問題の主要な原因の一つは、「当事者相互の顔の見える関係」(お互いの目と目を合わせる関係)のもとで成立した住宅ローン債権を「証券化」、すなわち「当事者相互の顔の見えない関係」にして金融工学利用によりそれらを複雑に組み合わせて作成した金融商品を信用のおけるものとして売却したことから惹起された。

したがって**資本集中の利便性を目的とした証券化により「当事者相互の顔の見えない関係」の制度を構築したことは本質的な欠陥を持つこと、それをシステムでカバーしきれないことにより**

粉飾決算が後を絶たないことを、われわれは認識する必要がある。

そこでこの論文では、第1に、信用の定義と信用の基礎、第2に、証券化のプラスの側面、第3に、証券化のマイナスの側面、第4に、第3をカバーするシステムとしての財務諸表に対する二重責任と証券取引所のルールについて説明する。第5に、第4のシステムによりその「**当事者相互の顔の見える関係**」の破壊をカバーすることには限界があることに言及する。第6に、第三者資本主義の限界を補うものの一つとして**仲間協同組合主義の重要性**を述べる。

特にC(消費者) to B(企業)の時代に相応しい、消費者が組合員として出資する強力な消費者協同組合を育成して、あらゆる消費財の購入窓口にしていく政策が必要であることを提言し、併せてそれを支える「**生態系主義**」(エコシ-)という重要な哲学につき説明したい。

なお題名は、資本主義では、株式が証券市場で顔の見えない第三者に売却され、その商品・サービスも最終的には消費市場で顔の見えない第三者である消費者に売却されるのに対して、協同組合では、顔の見える又はそれに準ずる仲間同志の間でやりとりされることによる。

2. 信用の定義と信用の基礎

(1) 信用の定義

信用は、通常、「貸借」として用いられてい

るが、ここでは、株式に代表される「証券」の形態をとる「出資」をも含めることとする。そのうえで、「証券」を法律上の有価証券に限定せずに**広義**にとらえ、同様に「信用」も**広義**にとらえて、「信用は、一方的な貨幣・資本・商品等（保証を含む）の授受又は提供・受領である」と**定義**する¹⁾。その内訳は、一方的な貨幣・資本・商品の授与・受取とサービスの提供・受領である。

(2) 信用の基礎

本来の**信用の基礎**は、お互いの人間としての権利を認め合うことを前提とした「**当事者相互の顔の見える関係**、すなわちお互いの目と目を合わせる関係にある。それ故、貸し手が借手をよく知っていることが基本的に要求されることになる。

逆にいえば、いくら「当事者相互の顔の見える関係」にあっても相手を見下し極端には**奴隷化**しているときは、権利が認められない相手との関係では信用は成り立たない。

【ゴリラの社会性】

ちなみに、「お互いの目と目を合わせる関係」については、「**人類と祖先を同じくするゴリラ**」にも見られることが重要である。ゴリラは、「**厳密なヒエラルキーのある社会に生きている**」サルと異なり、**社会性を持つ動物**である。というのは、「**ゴリラは相手の気持ちを汲み取っている**」。そしてゴリラは**言葉を持たないから、表現はいっそう直裁的**である²⁾。これがゴリラの本質であるから、祖先を同じくする**人類にとっても本質的なもの**であるといえる。

したがって、「**当事者相互の顔の見える関係**（お互いの目と目を合わせる関係）」が、**社会性の重要な一つである信用を基礎づけているのである**。

【小規模社会の社会的行動】

国家社会の形成以前の**小規模血縁集団**や部

族社会は、人口が数十人か数百人ほどしか存在せず、**誰もが顔見知り**であり、**だれとだれがどのような人間関係にあるかを全員が分かっているから**、人は、**自分の人間関係のつながりに準じて社会的に行動し、社会的義務をはたすべくふるまう**。見知らぬ他人はよそ者であり、敵の部族の人間だから、森のなかで赤の他人に出会ったときは、もちろん殺すか逃げるかのいずれかである³⁾。それ故、ここでも「**誰もが顔見知り**」であることが重要とされる。

【「貸借」の場合】

「貸借」の場合、「**当事者相互の顔の見える関係**」にあつて、たとえば借手が**個人**のとき、具体的には貸し手は、借手の返済能力を問う前に、**先ず見るのは借手の人柄**である。人柄については、お互いの顔を見合わせ、お互いの目と目を合わせることにより、信用をおけるかどうかの判断を下すことになる。その上で**借手の返済能力**を問題にする。

借手の返済能力としては、通常**短期的**には借手の**可処分所得**が問われ、**長期的**（1年を超えるもの）には**可処分所得の持続性**との関係で、**物的担保又は保証が必要**になる。

景気の変動があるから、長期になると貸金の引き下げ、失業等により期待した**可処分所得**が得られなくなって返済困難、乃至返済不能になったときに、貸し手は担保物件の処分又は保証人に対する請求により貸金を回収するのである。

借手が**法人**のとき、具体的には貸し手は、借手の返済能力を問う前に、**先ず見るのはやはり借手の経営者としての人柄**である。その上で借手の**返済能力**を問題にする。

借手の返済能力としては、通常**短期的**には借手の**粗収益力の反映**としての**資金繰り**が問われ、**長期的**（1年を超えるもの）には借り

手の粗収益力との関係で、物的担保又は保証が必要になる。粗収益力とは、売り上げに支えられた利益の留保分に減価償却費を加えたもの(返済資源)を稼ぐ力のことである。景気の変動の場合は、個人のとときと同様である。

ここまでは「当事者相互の顔の見える関係」が信用を支えていることが重要である。そこでは借り手側は、勤務又は営業に励んで所得又は収益を上げたうえ約定返済の実行をするから、貸し手との間には「共生の関係」が構築されている。

しかしながら、貸し手はその貸出債権を「証券化」して新しい貸し手に売却すれば、その時点で貸し手と借り手とのお互いの顔の見える関係がなくなって「共生の関係」が崩れてしまうことになる。それ故、「証券化」は、資本の回転を速めることに貢献するというプラスの側面ばかりが強調されているが、それは信用の基礎を破壊するという決定的なマイナスの側面を持つことも指摘しておきたい。

【「出資」＝「証券化」の場合】

「出資」の場合、株式(社債)発行市場のときは、当初、営業者と出資者は「当事者相互の顔の見える関係」にあるが、システムとして返済による回収がないから、当初の出資者は、流通市場で株式を売却して資金を回収する。しかし通常営業者は、次の出資者とは「当事者相互の顔の見えない関係」者になり、更にその株式を引き継ぐ第三の出資者との関係についても同様である。

「当事者相互の顔の見えない関係」の下におかれると、営業者は、出資者の資金を増殖するべく、専ら自己利益の追求に専念し易くなる。極端には、法を犯してまで無責任で無慈悲な傍若無人の振る舞いをするようになることもある。

したがって「出資」の場合には、発行市場を含めて、証券信用を支える完備したシステムを構築して堀崩された社会的信用をカバーする必要に迫られることになる。そのシステムについては、章を改めて詳述する。

3. 証券化のプラスの側面

【株式】

「証券信用」は、まず株式について、歴史的には近代(1688年の名誉革命)以前の段階で、1600年に世界初の株式会社としてイギリス東インド会社が設立(オランダのそれは1602年、フランスのそれは1604年にそれぞれ設立)されている。日本では、鎖国のためにかかなり遅れて、1873年に設立された第1国立銀行が最初の株式会社とされている(しかし、その萌芽は、江戸時代初期(世界初の株式会社設立とほぼ同時期)の幕府発行の「朱印状」による「朱印船」――航海毎に「複数の商人が共同で出資し、帰還して稼いだ利益を分け合う」もの――が会社の原点ともいわれている)。

株式は、総資本の蓄積の二つの手段(集積と集中)のうちの資本の集中を担うものである。株式は、論理的には、資本制以前に、営業主が個人→組合→合名・合資会社を経て株式会社にまで展開をして、そこでは既に営業者と出資者が分業体制にあったものを、①個別資本にとつての巨額の実物資本(固定資産)を賄う長期的・安定的な資金の調達、②総資本にとつての個別の遊休貨幣・遊休貨幣資本の集中による資本蓄積、及び③機能資本家(営業者)と所有資本家(出資者)の機能分化(支配株主と少数株主への質的分化と少数株主の所有株式の社債化)を利点として受け継がれたものである。

そして「証券信用」は、一度成立すると、株

式の他に社債、さらには証券化商品等を生み出して、資本蓄積の進展に大きい役割を果たしてきている。証券化商品は、1982年の中南米諸国の破綻を契機として考案されたものである。

【不動産投資信託】

不動産小口化商品の供給は、バブル景気時の1987年からワンルームマンション等を対象として始められた。しかし、バブル崩壊とともにそれらは、大幅な値下がりにより投資家にかんがりの損失をもたらしてトラブルも生じていた。それ故、当初は投資家保護のために、次いで不動産の流動化等のために、次々と法的措置がとられてきている。

それらには、1995年4月施行の「不動産特定共同事業法」、1998年9月施行の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）、2000年5月改正の「資産の流動化に関する法律」（SPC法から資産流動化法へ）・新創設の「特定目的信託制度」、及び改正された「証券投資信託及び投資法人に関する法律」（いわゆる投信法）がある。これらの法は少額でも貸しビル・マンション等への投資を可能にするものである。

この投信法の影響は大きく、「不動産投資信託」（日本版REIT）が登場してその残高を急激に増やしている。それは、多くの投資家から集めた資金でオフィスビル・商業施設・マンション等複数の不動産などを購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する商品である。

4. 証券化のマイナスの側面

【株式】

株式では、当初の次の出資者は「当事者相互の顔の見えない関係」者になるから、総資本に

とっては、それをカバーする制度を構築して破壊された信用を回復することが必要になる。

それは、第1には、株式の流通市場の信用を支えるシステムとしての対象各企業の財務諸表の正確性・妥当性を担保する二重責任があり、第2には、その市場参加者に対する証券取引所のルール遵守の要請がある。

これらのシステムは、1929年の大恐慌の経験により、整備されてきた重要なものであるが、ペコラ委員会の調査過程で出てきた第1の財務諸表に関わるものは、粉飾決算であり、第2の株式取引に関わるものは、次のようなその取引に関わるあらゆる不正行為が含まれていたという⁴⁾。

- ①相場操縦、②見せ玉、③ノミ行為、④インサイダー取引等

1929年の世界的な証券恐慌のあと、アメリカ議会は、大統領のもとで銀行倒産の原因究明と対策のために多数の聴聞会や委員会を組織した。ペコラ委員会は、そのなかの代表的なものであった。

【不動産投資信託】

この「証券化商品」は、「当事者相互の顔の見えない関係」にあるものである。

J-REITの価格は、周知の通り、2009年9月のリーマンショックで外資系の投資家が換金売りを急いだこともあって暴落したが、その暴落の理由の一つとしてその鑑定評価額が高すぎたこともあったのではないかという問題があった。

このことにつき当時の目論見書で調べてみると、一部ではあるが、REITの鑑定評価により求める価格の種類が鑑定評価額が正常価格でないという次の「不動産鑑定評価基準」（以下「基準」という）の規定もあって、積算価額＝正常価額とすれば、その鑑定評価額が積算価

額よりもかなり高く、中には倍以上のものがかなり見受けられたことも大きい理由の一つであったのではないかと。そのような銘柄は激しく暴落して、REITの投資家に大きい損害を与えているから、関係者は猛省するべきである。

「基準」は、鑑定評価により求める価格の種類には、①正常価格、②限定価格、③特定価格、及び④特殊価格の4種類があり、REITについて鑑定評価により求める価格の種類は、そのうちの③の特定価格、すなわち「市場性を有する不動産について、法令等による社会的要請を背景とする評価目的の下で、正常価格の前提となる諸条件を満たさない場合における不動産の経済価値を適正に表示する価格」であるとしているのである。

しかしながら、①学問的には土地(不動産)価格の本質は、収益価格である。この収益価格には、正常な諸条件下にある市場の下で実現した価格の支えが必要である⁵⁾。そして、②REITは、投資法人等の所有不動産の運用収益及びその譲渡益の中からREITの投資家に配当を行うものであり、所有不動産を逐次譲渡により入れ替えて行き、REITを終えるときにはすべてを譲渡するものであるから、「運用上の留意事項」のところで、「投資法人等が特定資産を譲渡するときに依頼される鑑定評価で求める価格は正常価格として求めることに留意する必要がある」としているように、REITの鑑定評価により求める価格の種類を「正常価格」と規定し直すべきである。

その出口を正常価格としているのに、入り口とそこから出口までの途中の過程のものを特定価格としているのでは理論的に一貫性に欠けているといわざるを得ない(2014年5月1日の改正の解説で「REIT等による運用型の証券化の場合は、標準的な投資期間に得られる収

益に基づいて市場が形成されている場合が多いので、結果として正常価格を求める場合が大半を占めることが想定される」としているが、まだ上記の一貫性に欠けている面が残されている⁶⁾。

5. 財務諸表に対する二重責任と証券取引所のルール

【経営者の適正な財務諸表の作成義務】

株式の流通市場で売買される対象各企業の財務諸表は、正確かつ妥当なものであるべきである。その第1の責任はそれを作成する経営者にあるとされている。

法的には2006年5月施行の「会社法」と、2008年3月決算から施行の「金融商品取引法」により、上場会社の経営者は、毎年1回「有価証券報告書」という金融商品取引法に規定された書類(前者では、単体及び連結の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表、事業報告及び附属明細表、後者では、連結及び単体の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書及び附属明細表:以下計算書類等という)を、決算日後3か月以内に提出し、更に4半期毎の要約報告を行うこととされている。

【経営者の責任】

経営者には適正な財務諸表の作成の第1次責任があるのに、それを自覚していないから、たとえば住専問題に関連して、「経営者の無責任さのあらわれ」を指摘し、「日本では経営者の責任があいまいにされたままで、誰もそれを追及しない」と鋭く言及する図書⁷⁾もある。

【監査役】

「会社法」において監査役は、取締役の職務の執行を監査すること(同法第436条)並びに

計算書類・事業報告及び付属明細書を監査すること（同法第381条）と規定している。

この監査には、通常、業務監査（定款で除外可能）と会計監査の双方が含まれている。

監査役の重要な役割としては、「取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、…当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる」（同法第385条）という規定があるが、実情は度重なる「不祥事件」に見られるようにあまり機能していない状態にある。

しかもこの規定には、バブル景気時のような法令等に違反しないが、会社に著しい損害が生ずるおそれがある業務上の行き過ぎた行為をやめさせることまでは含まれていないという重大な欠陥があることを指摘しておかねばならない。

そこで日本経団連⁸⁾は、1991年の「企業行動憲章」の制定や、1996年の「実行の手引き」の作成等の数次にわたる憲章ならびに実行の手引きの見直しを行ってきた。

そして今般、「企業の社会的責任」を取り巻く最近の状況変化を踏まえて、会員企業の自主的取り組みをさらに推進するため、企業行動憲章を改定している。

また経済同友会⁹⁾は、21世紀を迎え、企業経営をとりまく環境が大きく変化する今日、「企業の社会的責任」の重要性を「CSR (Corporate Social Responsibility)」という言葉であらためて提起し、その実践を推進している。

【公認会計士又は監査法人による財務諸表の監査責任】

公認会計士又は監査法人は、経営者の作成した年々の計算書類等を監査して、その適正性と妥当性についての意見を表明しなければならないこととされている。

法的には「会社法」第436条により、株式会社は、会計監査人の監査を受けなければならないものとされ、「金融商品取引法」第193条の2により、上場有価証券の発行会社は、財務計算書類等（内部統制報告書）について特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないものとされている。しかし、その監査責任が十分に果たされているとはいえない状態にある。

そこで国際会計士倫理基準審議会（IESBA：国際会計士連盟内の、倫理に関する基準を作成）は、その「職業会計士の倫理規定」において、監査人としての独立性について規制の網を広げ、かつ厳格化している。「特定の事業体の監査からの収入への依存度が高いと、その監査法人の独立性に関してチェック機能が働くしくみ」としたのである¹⁰⁾。

【証券取引所のルール】¹¹⁾

次に証券取引所は、以下に述べるように厳しいルールを設け、株式取引を巡って予想されるあらゆる不正行為を防ごうとしている。

上場制度整備：2009年の上場制度整備にあたっては、最重点課題として、2008年に引き続きコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備を掲げるとともに、あわせて、近年の環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備についても取り組むものとし、個別の対応内容を「上場制度整備の実行計画2009」として取りまとめたものである（①速やかに実施する事項、②具体策の実施に向け検討を進める事項、③検討を継続する事項の3段階の区分に整理されている）。

6. 会計不正と信用破壊カバーシステムの限界

【会計不正事件】

米国のエンロン、ワールドコム事件や日本のカネボウ、東芝事件等の引き続く会計不正は、信用破壊カバーシステムの限界を露呈している。

これらの諸事件のうち、米国については片岡信之教授の論文^{1 2)}により、日本については境新一教授の論文^{1 3)}とNHKの「クローズアップ現代」^{1 4)}により説明を行うことにする。

【エンロン事件】

米国では、エンロンが、エネルギー・マーケットの規制緩和が継続するなかで、「市場のアンバンドリング」が行われれば、ガス・電力・石油市場がいずれも生産・輸送・卸・配給に分離され、自社設備を持たずに市場での売買だけで商売をすることが可能になり、資産あたりの利益率が高くなり、株価や格付けの評価に好影響を及ぼすはずと考えた。

同社は、ビジネス戦略を2つの方向（天然ガスの現物供給事業と金融リスクマネジメント・サービスを提供するガス・バンク事業）で展開した。

そして、価格変動をヘッジする仕組みを作り、さらにその先物契約の権利を売買する市場（オプション市場）を作り、自ら売買して利益を増やすことを狙って、合法的魔術で膨らませた売り上げで、一気に急成長企業になった。

しかしながら、その舞台裏では深刻な矛盾が蓄積されてきていたときに、2000年夏を境に、ITバブル崩壊で株価が下落基調に転じたことで、状況が一変した。エンロンは株価暴落、社債格付け引き下げ、債務返済繰り上げ、下落した担保価値の損失処理、等々に相次いでおそ

われることとなった。甘い錬金術は逆回転して過酷な重圧となり、資金流出を回避するため大がかりな粉飾決算への道を進むこととなった。

【ワールドコム事件】

ワールドコムは、通信分野の規制緩和等をうまく利用して、強引に相継ぐ買収を進めた。

同社は、エンロンと同様に、インターネットブームとハイテク株バブルを追い風にした自社株価上昇を演出して、相次ぐ買収を進めた。株価の上昇を見込んで規模を拡大し、経営者も莫大な報酬を得るという株価至上主義経営を行った。

ワールドコムは、合併を繰り返しつつ規模を拡大し、株式公開を果たした。ついには全米3位の長距離通信大手スプリントを買収し、米国2位の長距離通信会社にまで成長した。

しかし、好事魔多し。99年秋に1200億ドルを投じて行おうとしたスプリントの買収計画が反トラスト法（独占禁止法）に阻まれて、翌2000年に買収断念に追い込まれた。折しも2000年は春からインターネット株・ハイテク銘柄が下落し、さらには9月の「インテル・ショック」を契機に、ネットバブル崩壊の様相を呈し始めた（このときの不況対策としての金利引き下げがサブプライム問題に！）。

【米国会計不正事件の総括と対策】

片岡信之教授は、これらの事件については、「アメリカ型コーポレート・ガバナンス（株主利益第一主義の企業経営をベースにし、株主と取締役会が経営者を監視する仕組み）に対する信頼の揺らぎと様々な教訓を投げかけた」との総括している。

米国では、これらの事件への対策として、サーベンスオクスリー法（略してSOX法）を成立させた。それは、①コーポレート・ガバナ

ス（企業統治）の強化、②正確な財務情報の提供、③会計監査制度の改革（内部統制に関する監査も要求）を主な内容としている。

【カネボウ事件】

日本では、カネボウが、各部門ごとに、売上の数字を操作するなどの粉飾のノウハウを持っていて、それを各部門の経理担当者がそれぞれ継承していた。

そこでの主な粉飾の手法は、「押し込み販売」と「宇宙遊泳」などであった。しかも、3人の公認会計士は、「カネボウの損失を抱えた関連会社を連結決算の対象から除外するようアドバイスするなどして、債務超過を資産超過と偽った有価証券報告書に「適正」の意見を付け、粉飾に加担したという信じ難いことも行っていた。

【東芝事件】

東芝は、リーマンショックのころに世界的な景気悪化で売り上げが激減して過去最悪となる赤字に陥ったので、当時の西田社長は、業績を上げるよう部下たちに強く迫るようになり、月1回、社長月例と呼ばれる会議に責任者を呼び寄せて、「具体的な金額を挙げて「利益を死守しろ」などと発言したので、利益をかさ上げる会計処理になった。

不正会計は、2009年6月に替わった佐々木社長の時代に、さらにエスカレートした。その一因となったのが東日本大震災後の経営環境の激変、特に経営の柱としていた原子力事業の先行きが見通せなくなったからである。

佐々木社長の不可能な要求に反論する人はいなかった。このころになると、本来会計をチェックすべき部門が、社長の意をくんで現場に圧力をかけるようになり、先行的な監査委員会の導入も機能しなかった。田中社長の時代も、利益のかさ上げは続いた。

不正会計は、結果的に「誰も止められないまま7年にわたって続いた」という。

【日本会計不正事件の総括と対策】

境新一教授は、カネボウ事件等を総括して、「…企業が不祥事を起こした際、経営者が社会への説明責任を全うするためには、内部調査のみならず、企業から独立している外部の専門家による状況調査が望ましい。内部調査のみならず、外部の専門家による調査を併用することは、対外的な説明責任だけでなく多くの利点がある」と述べている。そして一般従業員に対しても経営への高い意識をもち、財務会計に対する着眼点を持つことが重要であろうとつけ加えている。

また、新たな会社法の施行は、経営と法律に関する機動的な対応関係の構築、および当該乖離の縮小が期待されるともいっている。

日本公認会計士協会は、会長声明でカネボウ事件に対して2005年9月16日に監査の信頼性を確保するため次の対応をとっていることを表明した。

- ① 監査事務所における監査の品質の維持向上を図るための品質管理レビュー制度で、品質管理レビューアーを10名から20名に増員するとともに、IT専門家をレビューアーに登用する等その制度の充実強化に取り組んでいる。
- ② 綱紀事案の処理体制の透明性、公正性及び迅速性を確保するため、会員のほか法律専門家や学識経験者による綱紀審査会を今秋から立ち上げる。
- ③ 監査実務の充実を図るため、実施すべき監査手続を見直し、必要十分な監査時間数の確保及び投入時間の適正配分について、会員の指導監督に努める。
- ④ 公認会計士や企業関係者から電話や電子メ

ールで監査に関する情報提供を受けるホットラインを創設する。

そしてその締めくくりでは、エンロン事件は、一会計事務所の問題ではなく、公認会計士全体の問題として、米国では国民から監査に対し厳しい批判が寄せられ、最終的には公認会計士に厳しい公開社会会計改革法が制定された。監査に従事している会員は、…カネボウ事件を個別事務所の問題…ではなく、会員全体の問題という認識の下に、協会とともに一体となって、監査の信頼性確保に取り組まれることを強く要望する、とした。

東芝事件に対しては、澤邊紀生教授が、「就社」のもとでは社内で頑張れば頑張るほど、長年勤め上げれば勤め上げるほど、社内独自の狭い倫理観に染まっていき、社会全体の倫理観からずれてしまっていることに気付かないということがあってもおかしくないとし、いろいろな大きな会計不祥事と比べると、今回の事例というのは比較的、多くの部署において繰り返行われていたような会計操作になっているという。

【当事者相互の顔の見えない関係の視点の欠如】

「当事者相互の顔の見えない関係」にある代表的な株式等については、以上の経営者（CEO・CFO）の適正な財務諸表の作成義務、監査役、公認会計士又は監査法人による財務諸表の監査責任、及び証券取引所のルールがある。

それにもかかわらず、何度も粉飾決算等の会計不正事件がおきているのに、上記の米日会計不正事件の総括と対策に見られるように、それらにはもっと奥深いところにある根本的な原因としての、「当事者相互の顔の見えない関係」の視点が欠如しているのである。

「証券化」は本質的に信用の基礎を掘り崩す

から、これらの制度により会計不正事件を皆無にすることには大きい限界があることを知るべきである。

しかも最近には、当該市場参加者は、人間行為の不可能な、それ故「当事者相互の顔の見える関係」を破壊するロボット（「カブロボ」）取引による高速回転取引まで行うようになってきている。

7. 協同組合主義の重要性

【協同組合の歴史】

歴史的には協同組合は、1820年以前に「孤立した実験」としての協同組合運動があった。その後ロバート・オーエンの協同思想に導かれて、1844年に「近代協同組合の創始」としてのロッチデール公正先駆者組合が創立された。当時の闘いに込めた言葉は「自助」＝「人々の自立を支援し自立した人々の福利を保障する」というものであった¹⁵⁾。

哲学者の柄谷行人は、マルクスがイギリスの協同組合運動に非常な関心を示したことを掲げて次のように述べている。協同組合は、リカード左派の「労働全収権論」から出てきた二つ（労働組合と協同組合）の運動の一つである。労働組合は、資本が労働者を結合して働かせて得る譲与をとりもどす闘争である。協同組合は、労働者自身が労働を連合するものである。この場合、利潤は当然、労働者自身に分配される。これはもはや資本制生産ではない。労働力商品は存在しない¹⁶⁾。

しかしながら、労働組合の組織率は、世界の先進資本主義国で下落を続けているから、総資本に対する対抗力としては、もはや従前のように期待できなくなっている¹⁷⁾。

協同組合も長い歴史のなかでいくつもの困

難に遭遇しては相応に対処してきているが、その事業と運動には**課題や問題**が矢継ぎ早に現出してきている¹⁵⁾。

日本では、**賀川豊彦**が、「協同組合の精神を一口にいえば**助け合いの組織**である」とし、次の七種類のものが必要であるとしている¹⁸⁾。

①生産組合、②消費組合、③信用組合、④販売組合、⑤共済組合、⑥保険組合、⑦利用組合。

加山久夫によると、それは「**友愛の政治経済学**」であり、賀川は、世界連邦運動協会を立ち上げて、**協同組合精神による世界平和の実現**を呼びかけた¹⁸⁾。

【協同組合の定義・価値・原則】

「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(1995年：日本生協連訳)によると、協同組合の定義・価値・原則は、次の通りである¹⁹⁾。

定義：協同組合は、**共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織**である。

価値：協同組合は、**自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎**とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の**組合員**は、正直、公開、社会的責任。及び他人への配慮という**倫理的価値を信条**とする。

原則：協同組合原則は、**協同組合がその価値を実践に移すための指針**である。それは、次の**七つの諸原則**からなる。

第1原則 自発的で開かれた組合員制：協同組合は、自発的な組織である。同組合は、性別又は社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる全ての人々に対して開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理：同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表の男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は平等の議決権をもつ。他の段階の同組合も、民主的方法により組織される。

第3原則 組合員の経済的参加：組合員は、同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の一部は通常同組合の共同の財産とする。組合員は、払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。そして剰余金を次の目的の何れかまたは全てのために配分する。

準備金を積み立てることにより、同組合の発展、協同組合の利用高に応じた組合員への還元、組合員の承認により他の活動を支援するため、その準備金の一部は分割不可能なものとする。

第4原則 自治と自立：同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。同組合は、政府を含む他の組織と取り決めや、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、同組合の自主性を保持する条件で行う。

第5原則 教育、訓練および広報：同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。同組合は、一般の人々特に若者等に、同組合運動の特質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同：同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じての協同により、組合員に最も効果的にサービスを提供し同組合運動を強化する。

第 7 原則 コミュニティへの関与：同組合は、組合員承認の政策を通じコミュニティの持続可能な発展の活動をする

【レイドローの協同組合セクター論】

カナダの協同組合運動家である A・F・レイドローは、1980 年の「レイドロー報告」において、「協同組合セクターは、思想的には実利主義と理想主義の混合物であり、公的セクターと私的セクターの中間の位置にあるが、基本的には資本主義に対する一つの代案である」として、次の四つの優先課題をあげている¹⁵⁾。

①世界の飢えを克服する農業協同組合の役割、②新しい産業革命における労働者協同組合の役割、③保全社会における消費者協同組合の役割、④協同組合地域社会の建設。

【21 世紀における協同組合セクターの新展開】

協同組合セクター論では、「21 世紀の社会経済は、「公協私の新しい混合経済」が求められて」おり、旧混合経済(公私混合経済)、新自由主義でもなく、社会セクターやコミュニティと関連しそれを内に含む協同組合セクターを重要な構成要素とした「公協私の新しい混合経済」が 21 世紀社会経済の基本方向として提起されるであろう」としている。

具体的には、田中夏子が、レイドローの④を超える協同組合の課題を検討して、「協同組合の公益性から「ケアの倫理」である公益性を自覚的に求めていくこと、地域における社会関係を豊かにすることが必要とされ、協同組合が協同組合にとどまらない社会形成の担い手や問題に直面する当事者との連携を重視すべき」としている¹⁵⁾。

【第三者株式会社と仲間協同組合】

「顔の見えない」第三者株式会社では、次の三つのもの、すなわち「株主の利益と経営者の

都合と顧客の嗜好とが原理的に並列」している。だが「顔の見える」仲間協同組合は、「生活や生業を営むにあたって何らかの願い・ニーズを抱いた組合員が、自ら出資をして事業体を立ち上げ、その事業を利用するとともに自ら運営・管理する」ものであるから、そこでは上記の三つのものが仲間の組合員という存在のなかで一体化しているのである¹⁵⁾。

【国際協同組合年（2012 年）】

国連は 2012 年を「国際協同組合年 (International Year of Cooperatives)」と定め、貧困削減や雇用創出、社会的統合など、協同組合による社会経済開発への貢献に光を当てた。そして「Cooperative Enterprises Build a Better World (協同組合はよりよい世界をつくる)」のテーマのもと、同国際年を通じて世界中の協同組合の成長と設立を促した。

個人、地域、NGO や政府組織は、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) を達成する上で、協同組合の果たす役割を改めて認識することが求められた²⁰⁾。

日本では、「2012 国際協同組合全国実行委員会」により「協同組合憲章<草案>」が決定され、協同組合法のあり方についても提言が行われた¹⁵⁾ ことが重要である。

【日本の協同組合】

日本の主な協同組合の組合数は 3 万 6,000 以上、組合員数は延べ 8,000 万人以上 (2009 年 3 月現在) にもなる。業種も、農業・漁業など 1 次産業から生協、信用・共済、医療・福祉まで多彩である。その中でも代表的なものの 1 つは、JA (農業協同組合) である²¹⁾。

また、「日本の消費者協同組合は、全国ですら 2500 万世帯を組合員として組織している」ともいわれている¹⁵⁾。

いうまでもなく全員が消費者であり、よいも

のを妥当な価格で入手したいという共通の願いを持っている筈であるから、その組織力を高めて、「当事者相互の顔の見えない関係」(相手の気持ちを汲み取らない関係)であることを幸いとして、新自由主義により自己利益をひたすら追求する資本に対抗する方向を目指すことは不可能ではない筈である。

したがって、特にC(消費者) to B(企業)の時代に相応しい、消費者が組合員として出資する強力な消費者協同組合を育成して、あらゆる消費財の購入窓口にしていく運動とそれを後押しする政策が必要であることを強く訴えたい。

消費者よ団結せよ！

国外の協同組合にはあまり見られない特徴の一つとしては、協同組合従業員・労働者の経営と事業への参画が指摘されている。このことは「実践的にも理論的にも、今後さらに追求しなければならない最大の課題の一つ」とされている¹⁵⁾。

8. おわりに

7で述べたことに見られるように、「協同組合の社会経済的役割は、経済的社会的弱者の保護を含む経済的公正の実現(富と所得の再分配・独占の禁止・公正な競争・機会均等・経済的弱者保護)に求められる」¹⁵⁾としているが、そこには次に述べる哲学に基づく自然環境の保全・保護の重要な観点が見られない。

なお、日本での協同組合の将来は、エマヌエル・トッドが直系家族地域では地方分権型の連邦制をとることが多い²²⁾ というように、期待することができるのではないか。

【「生態系主主義」(Eco-crac y) ²³⁾の普及を！】

最後に協同組合を支える「生態系主主義」(エ

コクラシィ)という重要な哲学の説明をしておきたい。

「当事者相互の顔の見えない関係」が引き起こす不祥事件を皆無にするには、各経済主体、特に指導的な地位にある経営者、監査役、公認会計士又は監査法人及び証券取引所(以下指導的経済主体という)が、「生態系主主義」(Eco-crac y)のうちの人間同志の「共生の関係」をわきまえて経済行為を行えるようになることが必要である。

「生態系主主義」(Eco-crac y)とは、「民主主義」(=Democracy)を超えた持続的共生のための新しい理念—これを「生態系主主義」((エコクラシィ)=Ecosystem cracy→"Eco-crac y"と略称する。「民」すなわち「人間」は生態系の中の一部に過ぎないからである)の理念という—のことである。

新村出編の『広辞苑』[1996](岩波書店によると、Democracy(民主主義)は、ギリシャ語demokratiaで,demos(人民)とkratia(権力)とを結合したものである。一般的には民主主義は、フランス革命・アメリカ独立戦争等を通じて人民が闘いとった制度である。そこでは人民が、主権を持ち自らの手で自らのために政治を行い、自らの自由と平等を保障しているという秀でたものである。しかし、そこにはこれから生まれてくる者の声や、動植物の思い等が反映されることはないのである。

それ故、「民主主義」を超えた「生態系主主義」が必要とされるのである。

つまり"Eco-crac y"="生態系主主義"とは、過去はともかくとして、現在から将来に向かっての生態系全部の支配的な権利を認めることをいう。すなわち人間が自己の生のために生態系の生を利用させて貰っていることを自覚し、自然の持続可能な物質代謝の法則を最優先して、生態系の一部にすぎない人間とその他の生

態系全部との共生を最重要視しなければならないのである。

この「生態系主義」の普及のためには、ソフトの公共的資本投資が必要である。ソフトの公共的資本投資とは、公共が主として学校教育で、民間の指導的経済主体が入社後の教育を通じて、そのような「人づくり」のための投資をすることをいう。われわれは、「民主主義」と同時に「生態系主義」をも教えなければならない時代を迎えているのである。

このことにより、各経済主体が哲学としての「生態系主義」(エコラシ-)のうちの人間同志の「共生の関係」を体して経済行為をすることが可能になるようにするべきである。

注

- 1) 建部好治著〔2013〕『不動産価格バブルは回避できる』 p.168 大阪公立大学共同出版会(日本土地環境学会学術賞受賞図書)。
- 2) 山極寿一著〔2015〕『「サル化」する人間社会』 p.6,p59,pp61-62 集英社。
- 3) ジャレド・ダイヤモンド著倉骨彰訳〔2013〕『昨日までの世界』下 pp194-195 日本経済新聞出版社。
- 4) 園山英明著〔2004〕『奔馬と御者』 p49(財)資本市場研究会。
- 5) 擬制資本の権威者故川合一郎博士は、「これ(擬制資本)は現実には歴とした現金の受渡しによってこそ支えられている」と指摘されていた(同博士著〔1981〕『川合一郎著作集第2巻』末尾「擬制資本について」有斐閣:括弧内筆者)。このことは、擬制資本価格としての収益価格が、「正常価格」としての取引事例価格によって支えられていることを意味している。
- 6) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会監修鑑定評価基準委員会編集〔2015〕『不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン』 p.122 住宅新報社。
- 7) 浜田康著〔2008〕『会計不正』 p.106 日本経済新聞社。
- 8) 日本経団連『企業行動憲章』 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>
- 9) 経済同友会『CSR経営』 http://www.doyukai.or.jp/csr_summary.html。
- 10) CPA用語集『国際会計士倫理基準審議会(IESBA)とは』 <http://www.cpa-pro.net/term/iesba.php>。日本公認会計士協会は、自ら、不正が常にあることを認めて、〔2015〕『不正調査ガイドライン』(日本公認会計士協会出版局)という図書まで出している。
- 11) 日本取引所グループ『上場制度整備の実行計画2009』ほか <http://www.tse.or.jp/listing/seibi/>。
- 12) 片岡信之論文「エンロン・ワールドコム事件と株主価値経営の限界」 pp30-44 龍谷大学経営学論集 Vol.44 No.1(筆者がゴチック体)。
- 13) 境 新一論文〔2006〕「企業の粉食決算に関する事例研究」東京家政学院大学紀要第46号。この論文では、この事件の他日本長期信用銀行、フットワークエクスプレス、丸石自動車、メディア・リンクス、ライブドアの事件が詳しく述べられている(筆者がゴチック体)。
- 14) NHKの〔2015.7.29〕放映「クローズアップ現代」:(筆者がゴチック体)。
- 15) 中川雄一郎・JC総研編〔2014〕『協同組合は「未来の創造者」になれるか』 p.11、p.16、p.79、p.82、pp.97-98、p.136、p.143、p.146、p.227、p.259 一般社会法人家の光協会。
- 16) 柄谷行人著〔2010〕『世界史の構造』 p.367 岩波書店。
- 17) 日本における労働組合の組織率は、2013年現在

では 18%未満に至っているということである。

滝澤貴弘『組織力と役員の育成』

[http://www.rochokyo.gr.jp/articles/nw1401.p](http://www.rochokyo.gr.jp/articles/nw1401.pdf)

[df](http://www.rochokyo.gr.jp/articles/nw1401.pdf)。

- 18) 賀川豊彦著〔2012〕『協同組合の理論と実際』
p. 3、pp. 102-104、p. 151、p. 156 コープ出版。
- 19) ICA(International Co-operative Alliance)は、
1895 年に設立された協同組合の国際組織である。
国際協同組合同盟 ja.wikipedia.org/wiki/、
<http://jccu.coop/about/vision/ica.html>。
- 20) 国連広報センターのもの
[http://www.unic.or.jp/news_press/features_b](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2381/)
[ackgrounders/2381/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2381/)。
- 21) JA の取組紹介
<https://life.ja-group.jp/adgallery/petit/0321>。
- 22) 鹿島茂著〔2017〕『エマヌエル・トッドで読み
解く世界史の深層』p. 52 ベスト新書。
- 23) 1) の図書 pp.18-26。
(2017.6.18 第 86 回全国大会)